



気 監 第 3 5 5 号  
令和 5 年 3 月 1 4 日

気仙沼市長 菅 原 茂 様

気仙沼市監査委員 生 駒 利 夫  
気仙沼市監査委員 村 上 佳 市

定期監査の結果について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定により令和3年度分に係る定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

唐桑総合支所

# 令和4年度 定期監査結果報告

( 唐桑総合支所 )

次の監査を気仙沼市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）に準拠して実施した。

## 1 監査の種類

定期監査

## 2 監査の対象

唐桑総合支所総務企画課，市民生活課，保健福祉課及び産業・建設課に係る令和3年度分の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

## 3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

## 4 監査の主な実施内容

令和3年度に執行された事務事業について，関係書類を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 5 監査の実施場所及び実施日

| 実施部署   | 実施場所   | 実施日       |
|--------|--------|-----------|
| 総務企画課  | 唐桑総合支所 | 令和5年1月23日 |
| 市民生活課  |        |           |
| 保健福祉課  |        |           |
| 産業・建設課 |        |           |

## 6 監査の結果

令和3年度の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正に執行しているものと認められた。

なお、以下、是正や改善等が必要と思われるものを指導注意事項、検討していただきたいものを意見としてまとめたので、留意のうえ事務を執行されたい。

### (指導注意事項)

市民生活課において随意契約で発注した支障木伐採業務について、契約金額が地方自治法施行令で定める随意契約の範囲（50万円）を超えていたが、施行伺いには随意契約とする理由の記載がなかった。緊急により随意契約としたとのことであるが、施行伺いに理由を明記し決裁を受けるべきであり、適切な契約の文書事務に改められたい。

### (意見)

総務企画課において令和3年度に職員が1名減員となり、窓口対応等に支障が出ているとのことであるが、支障が常態化するのであれば、職員数の復元について人事担当部局と十分協議し、市民サービスの低下を招かないようお願いしたい。

産業・建設課において複数のトイレ清掃業務を発注しているが、各仕様書にはトイレの規模等（面積や便器数）の記載がなかった。これらは受注金額の積算に影響するものと考えられ、今後、仕様書に盛り込むべき事項を検討のうえ、業務を発注されたい。

また、同課が交付する補助金の中で、補助金の支払が額の確定から40日以上経過していたものがあつた。法令上、支払期限に関する規定はないものの、交付先団体では速やかな交付を望むものであり、今後、留意のうえ交付事務を進められたい。

同課が所管する漁村センターについて、新型コロナウイルスの影響もあると思うが、利用がかなり少ない状況であるので、活用策について十分検討されたい。